

住宅用火災警報器の 取付けを支援します!

住宅用火災警報器を
取り付けることが困難な
世帯を対象に消防署員が
お宅を訪問し取付けの
お手伝いをします。



対 象

- ① 65歳以上の方のみの世帯
- ② 身体等に障害があり自ら設置することが困難な方のみの世帯
- ③ その他、自ら設置することが困難と認められる世帯

条 件

- ① 住宅用火災警報器本体等を準備していること
- ② 申込者もしくは申込者から委任された方が立ち会うこと
※日程を調整した後、取付けに伺います

取付け支援のお申込み、ご相談は、最寄りの消防署まで

- | | | |
|----------------------|----------------------|--------------------|
| ● 郡山消防署 923-1213 | ● 大槻基幹分署 951-1590 | ● 喜久田基幹分署 959-6530 |
| ● 日和田分署 958-2140 | ● 熱海分署 984-3124 | ● 安積分署 945-2141 |
| ● 田村分署 955-3127 | ● 中田分署 973-2114 | ● 湖南分署 982-2468 |
| ● 針生救急所 923-5110 | ● 富久山分署 955-6119 | |
| ● 田村消防署 0247-82-1200 | ● 三春分署 0247-62-4049 | |
| ● 小野分署 0247-72-2630 | ● 滝根分署 0247-78-2511 | |
| ● 都路分署 0247-75-3000 | ● 大越分遣所 0247-68-3899 | |

